

発達障害等の児童生徒に対する 適切な支援を目指して

～ 全ての教職員のための
特別支援教育ハンドブック ～



令和6年9月

千葉県養護教育センター

はじめに

通常の学級に在籍する発達障害等の子ども達への支援の充実が急務であることは、日々の相談業務を通して痛感をしているところです。

文部科学省の令和4年度の調査でも、通常の学級の中で学習や行動に著しい困難を抱える児童生徒の割合は、小学校で10.4%、中学校で5.8%、合わせて8.8%という数字が示されました。その8.8%のうち、校内委員会で特別な支援が必要と判断されている割合は28%にとどまっています。

2年間に渡り行った本センターの調査研究は、学校での学習や対人関係、集団参加等で様々な困り感を抱える発達障害等の児童生徒に対して、教職員による、より一層の理解を図り、適切な支援方法を示すことで、多くの学校でよりよい実践につなげていく目的で行われました。

今回、オブザーバーの医師からは、専門的な見地から、発達障害の特性の捉え方や具体的な支援方法についてご指導を頂きました。また、調査研究員の先生方には、学校現場での日々の実践を通して、多くの意見をいただきました。小学校と中学校の校内研修では、事例を通して、問題行動の背景を考え、子どもの理解に努める中で、適切な支援方法について話し合うことができました。先生方の活発な議論が非常に印象的でした。

担任一人が抱えこむことなく、それぞれの学校が校長先生を中心にチームとして校内支援体制の構築を図り、特別な支援を必要とする児童生徒の困り感をしっかりと捉え、できうる支援を考えていくことが大切です。

ハンドブックを活用していただき、学校現場において、子どもたちの指導・支援に役立てていただくことを期待しています。

養護教育センター 所長

目 次

ページ

1	特別支援教育の近年の動向	3
2	このような子ども いませんか？	4
3	支援のヒント	
	・ 気になる子がいるときの学級経営のステップ	6
	・ 事例1 「手が出てしまう子への対応」	7
	・ 事例2 「物の管理が苦手な子への対応」	8
	・ 事例3 「こだわりが強く、友達とトラブルが多い子への対応」	9
	・ 事例4 「文字の読み書きが苦手な子への対応」	10
	・ 事例5 「不安が強く教室へ入れない子への対応」	11
4	保護者理解と連携	12
5	チームで行う特別支援教育	14
6	「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成について	16
7	合理的配慮と基礎的環境整備	17
8	切れ目のない支援（就学）	18
9	切れ目のない支援（義務教育終了後）	19
10	事例検討会の校内研修モデル	20

Ⅰ 特別支援教育の近年の動向

平成19年4月 特別支援教育の本格的実施

- ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・小中学校における特別支援教育 等

平成23年8月 障害者基本法の改正

- ・十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善・充実を図る・本人・保護者の意向を可能な限り尊重

平成24年7月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」(中央教育審議会初等中等教育分科会報告)

- ・就学相談・就学先決定の在り方・合理的配慮、基礎的環境整備
- ・多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進・教職員の専門性向上等

平成28年4月 障害者差別解消法施行

- ・差別の禁止、合理的配慮の提供 等

平成28年8月 改正発達障害者支援法施行

- ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童

と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を実施

□ 合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

平成29年3月 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン

- ・平成16年のガイドラインが改訂され、発達障害だけでなく「すべての要支援」の児童生徒が対象になる

平成29年3月 小学校・中学校 学習指導要領告示

- ・学習指導要領に「障害のある児童生徒などへの指導」が明記
- 個々の児童生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを各教科等に例示

平成30年8月 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について

- ・通級による指導が行われている児童生徒、特別支援学級・特別支援学校の児童生徒の「個別的教育支援計画」の作成の義務化

令和4年12月 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

- ・小中学校の通常の学級において「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒が8.8%在籍しているとの調査結果が報告される(10年前の同調査では6.5%)

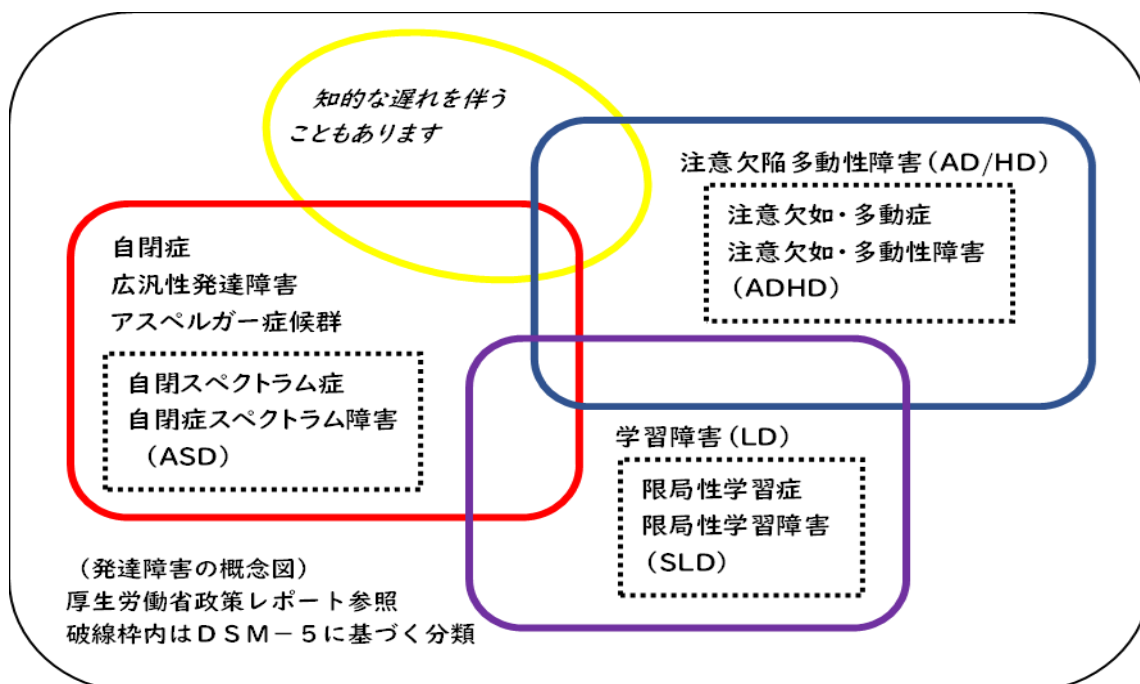
令和6年4月 合理的配慮の提供の義務化(改正障害者差別解消法の施行開始)

- ・令和3年に障害者差別解消法が改正され、私立の学校や企業等事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化される

【リンク：内閣府リーフレット「合理的配慮の提供が義務化されます！」】

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

2 このような子ども いませんか？



※ 実際は、診断の有無に関わらず、様々な背景から発達障害のような様相を見せる子ども達が多くいます。以下のページでは、「LD」「ADHD」「自閉スペクトラム症」の3つに分けて特徴を説明します。

LDの子の特徴（例）

- ・ 特定の文字が読めない
- ・ 本を読むとき、同じ行を読んだり飛ばしたりする
- ・ 鏡文字が直らない
- ・ ノートのマスのおおきに合せて書くことが苦手
- ・ 筆算の桁がずれやすい
- ・ 計算はできるけど文章題ができない



・・・など

【指導・支援の基本】

- ・ 全般的な知的能力の障害はないが、学習に必要な一部分の能力に制約がある状態のため、教科のねらいの本質をずらさずに、本人の苦手ではない力を生かして学べるようにする。
- ・ 基本的には個別対応となるため、外部機関との連携を含めた丁寧なアセスメントと、個別の教育支援計画・指導計画に基づく保護者との共通理解が大切になる。
- ・ 他の発達障害に比べ見過ごされがちであり、静かに困っている子が多いため、学校現場での早期発見が鍵となる。
- ・ 勉強のできなさから自己効力感の低下を招き、二次障害（無気力さ等）を引き起こしやすいため、本人の中の優れている面を積極的に評価する等の心理的フォローも大切である。

ADHDの子の特徴（例）

- ・ 学習や遊びに必要な物をすぐなくす
- ・ 走り回ったりよじ登ったりする
- ・ 質問が終わらないうちに出し抜けに答える
- ・ 活動を順序立てて行うことが難しい
- ・ 着席していても手足をそわそわ動かし続けている
- ・ じっとしていない
- ・ 授業中の離席が多い
- ・ 指示に従えない
- ・ . . . など

【指導・支援の基本】

- ・ 実行機能（ある目的を達成するために必要な脳の機能）の障害であり、不注意・多動性・衝動性が三大特性であることから、本人の行動と思いがかけ離れている可能性が高いため、まずは本人の思いに耳を傾けることが重要である。
- ・ 望ましい行動を具体的に教え、本人の努力が見られたら（完璧ではなくても）褒めて強化することが支援の原則となる。効果的な褒め方、教え方は、一人一人異なる。
- ・ 多動性、衝動性は加齢とともに落ち着くことが多い。
- ・ 強い指導（叱責や力づく）の効果は長期的に見ると低く、むしろ二次障害（周囲への強い反発等）を引き起こすリスクが高まると言われている。

自閉スペクトラム症の子の特徴（例）

- ・ 視線が合いにくい
- ・ 他者の気持ちや表情、空気が読めない
- ・ 人との距離感が近すぎたり遠すぎたりする
- ・ 場面の切替えや急な変更が苦手
- ・ フラッシュバックやパニックを起こす
- ・ 友達への興味が薄い
- ・ 一方的に喋る
- ・ こだわりが強い
- ・ 五感の感覚過敏、鈍麻
- ・ . . . など

【指導・支援の基本】

- ・ 子どもがもつ不安に寄り添い、安心・納得できるように、丁寧かつ簡潔に指示や説明・予告をし、落ち着ける環境を用意する。
- ・ 独特な認知や行動の特性は、まずは共感しながら、徐々に通常の認知とのずれを自己理解していくこと（SST：ソーシャルスキルトレーニング）が有効であるが、特性は無理に修正しようとするすると却って悪化することもあるので注意が必要である。
- ・ 本人の発達段階や一般的な社会規範等と照らし合わせて、周囲が許容するという考えも非常に重要であり、様々な個性を許容できる学級集団をつくっていくことも大切である。

学級担任として大切なことは、障害名のラベリングや診断の有無そのものではなく、子どもの困り感やつまずきに繋がるような特性にいち早く気付く目をもつことです！

※ 「読本 達人に学ぶ子ども理解力」（2020/3 千葉市教育センター監修）も参考にしてください。

3 支援のヒント

気になる子がいるときの学級経営のステップ

1 実態把握

- ・ 何に困っているのか
- ・ 何が好きか、何に興味・関心があるのか
- ・ その子の良さ・強みは何か
- ・ 行動の背景に何があるのか
(興味関心から? 生活習慣から?)

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築(※1)のためにも、大切な視点です!



2 学級づくり

- ・ 人間的に温かい学級づくり
- ・ 子どもの思いや願いを大切にする
- ・ 仲間意識を育てる
- ・ その子に合った基準で評価する → 努力を具体的に褒めて、認める

3 指導の工夫

- ・ 授業のユニバーサルデザイン(※2)の考え方を取り入れ、わかる・できることを目指した授業づくり
- ・ 指導形態の工夫(TT、複数の教員による見守り 等)
- ・ 個別の配慮や特別な指導の場での指導・支援の実施
- ・ 個別の指導計画を作成し、学年内で支援方法を共通理解する
- ・ 個別の教育支援計画を作成し、全校で共通理解を図る

中学校は教科担任制や部活動があることから、より多くの教職員が一人の子どもに関わることになります。以下の点に留意して、そのメリットが生かされると良いでしょう。

- ・ 担任の他に、教科担当・部活動顧問・学年職員等がチームとなって、情報交換をしたり、その子の困り感を考えたりする機会(事例検討会)を設ける。
- ・ 緊急性が高い場合は、ケース会議を開き、管理職等から指導・助言を受ける。
- ・ 教育支援計画は、場合によっては受検の配慮申請や、進学先への引継ぎに活用する。

- ※ 1 (独) 国立特別支援教育総合研究所 インクルDB
<https://inclusive.nise.go.jp/> (インクルーシブ教育システム構築支援データベース)
- ※ 2 (独) 国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター
<https://cpedd.nise.go.jp/>
- ※ 「事例検討会」「ケース会議」「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」については、本ハンドブック別章を参照

事例Ⅰ 手が出てしまう子への対応

あなたが担任をしているクラスの子どもに、興奮するとすぐに手を出す子があります。その子どもが、他の子どもを叩いたところを見ました。そのとき、あなたが取るべき適切な対応と不適切な対応を考えてみましょう。



○適切な対応

- ・ 冷静に状況を分析する
- ・ 複数の職員で対応する
- ・ 安全確保のために当事者たちを分離する（叩かれている子を守る）
- ・ 叩いた子の感情を理解する
- ・ 双方が落ち着ける環境を提供する（他の子がいない部屋に移動する等）
- ・ （子どもの気持ちが落ち着いてから）個別に対話し、感情のコントロールを教える

・・・など

×不適切な対応

- ・ 「叩いた子が悪い」と決め付けて対応する
- ・ 無視する
- ・ 常に担任が一人に対応する
- ・ 叱責する等、即座に厳しい措置を取る
- ・ 叩かれた子を放置する
- ・ 他の子どもたちに叩いた子の問題点を話す

・・・など

状況に応じた「適切な対応を取る」ことは、実際は難しい場面も多いですが、校内の全職員が「不適切な対応を取らない」ように共通理解をしておくことが、非常に大切です。

事例2 物の管理が苦手な子への対応

机の中はいつもぐちゃぐちゃ、配られたプリントや手紙はかばんやランドセルにしわしわになって入ったまま・・・持ち物の管理が苦手なため、忘れ物が多い子どもに、担任として取るべき適切な対応と不適切な対応を考えてみましょう。



○適切な対応

- ・ 専用BOXを用意する(分かりやすい荷物置き場の確保)
- ・ 教科ごと等に必要な物をひとまとめにできるゴムバンドやファスナー付きの袋を用意する
- ・ 口頭での指示は端的に短くし、板書等の視覚情報を残しておく
- ・ 連絡帳や荷物を下校前に先生や友達と確認できるルーティンを作る

・・・など

子ども本人と作戦会議ができるの良い！

×不適切な対応

- ・ 問題となる現在の状況が無策のまま放置し続ける
- ・ すぐ叱る、すぐ注意する
- ・ 安易に一方的に罰を与える
- ・ 次から次へと指示を出す、急かす
- ・ 皮肉や二重否定等の伝わりづらい話し方をする
- ・ 保護者任せにする

・・・など

家庭との連携は大事！

事例3 こだわりが強く、友達とトラブルが多い子への対応

外で友達と遊んでいるとき等に、遊びのルールや勝ち負けにこだわる子がいます。トラブルを防止するためにできること、トラブルが起きたときに注意すべきことは何でしょう。



○適切な対応

- ・遊びのルールをクラス全員で確認し、活動する前に、毎回確認をする
 - ・教師も一緒に遊び、その場で言葉かけをする
 - ・気持ちの切り替えの方法を、保護者・本人と一緒に考える
 - ・負けたときの表現方法を覚える（「勝負は時の運」「まあいいか」「次がある」等）
- ・・・など

×不適切な対応

- ・決めたルールを守れていないときに、本人の気持ちを聞かず、一方的に注意する
 - ・「〇〇してはいけない」「ダメでしょ」等の否定的な言葉や、「〇〇しなさい」等、命令口調で伝える
 - ・トラブルになったときに、児童生徒だけで解決するように促す
- ・・・など

感情的にならず、本人に安心してもらえるように声のトーンに気を付けて伝えましょう。

また、少しでも気持ちを切り替えたり、表現できたりしたときは、評価をすることが大切です。

事例4 文字の読み書きが苦手な子への対応

会話でのやり取りは問題なくできるけど、板書を写さなかったり、ワークシートを書かなかったりする子がいます。やる気がないのでしょうか・・・



＜考えられる背景要因と支援策＞

背景要因	腕や指先に入れる力を調整することが難しい	眼球運動や見分ける視機能に苦手さがある	「文字」から「音」を想起するのに時間がかかる
○ 適切な支援	・ 大きめのマス目や解答欄を用意する ・ 書字の細部の違いを指摘する場面を限定する ・ 鉛筆は補助具を活用して持ちやすくする ・ 手遊び歌等、日常生活の中に指先を使う場面を取り入れる	・ 筆順を色分けする ・ 手本を子どもの手元に用意する ・ 漢字を分解し、パズルのようにして覚えられるようにする ・ 眼球運動のコントロール能力等を向上させるトレーニングに取り組む(※1) ・ リーディングスリットの使用を促す(右写真)	・ まずは読みの指導に重きを置き、五十音表や文字カードを使ってテンポよく学べるようにする ・ 振り仮名付きの教材やテストを検討する ・ 平仮名での解答を許容する ・ 漢字を絵描き歌のようにして覚える
	・ 座席位置を配慮する ・ ノート等の書くべき箇所をしぼる（焦点化する） ・ 授業の中で書く時間と聴く時間を明確に分ける ・ ICT機器を活用する（板書撮影、デジタイズ教科書、音声読み上げ機能 等）※2		
×	不適切な対応 ・ やる気の問題と決め付けて、子どもの頑張りを認めない ・ 漢字練習の際に何回も繰り返し書くよう求める（誤字のまま覚える可能性も高まる） ・ 子どもが板書を写している最中に、学習内容の説明を加えたり、次の指示を出したりする ・ 読み書きの間違いへの指摘が細かすぎたり、皆の前で指摘したりする ・ 本人（保護者）と相談せず、課題を減らしたり別内容を課したりする		

※1 「ビジョントレーニング」とも呼ばれる

※2 【リンク：「学校における合理的配慮」千葉県養護教育センター】

https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/yogokyoiku/documents/goriteki_leaflet.pdf

※2（千葉県教職員向け）教育ICT環境活用促進サイト「GIGA@CHIBA」参照

事例5 不安が強く教室へ入れない子への対応

登校を渋っており、保護者と一緒に登校し、教室にはなかなか入れない子がいます。何かしらの不安感を抱えていることは分かるのですが、担任としてできることはあるのでしょうか・・・



まずは担任がカウンセリングマインドをもって子どもの思いに寄り添いましょう。担任の先生の実存は、子どもにとっては大きなものです。
 一見、不安な様子が見られないような子どもでも、背景に何かしらの不安感が隠れていることは多くあります。仲間外れなどがなく、生徒指導的視点をもって学級経営を見直すことも大切です。
 それでも教室へ入れないようなことが長期化する場合、その要因は決して本人の甘えや努力不足ではありません！

背景 要因	音や光、匂いなど感覚的に苦痛がある。	集団に入るのが苦手	学習内容や学級内で皆がしていることが分からない
○ 適切な支援	- 音であればノイズキャンセリングイヤホンなど、苦痛を和らげる補助具の活用を検討する - 特別な支援に関しては、本人・保護者と相談のうえ、周囲の子ども達へも理解を促していく 	- はじめは見学を認める、活動の様子動画をみせるなど、スモールステップの支援を心がける - 別室対応をする際は、目的や場所、時間・期間、職員体制について校内で確実に共通理解を図る - LD等通級指導教室等の場でSST(P5参照)を重ねる	- 知的な遅れがなくても授業についていけなくなっていることもある(「事例4」を参照) - 知的な遅れが疑われる場合は、アセスメントを確実にしてから特別支援学級の利用等を検討する

〈他に併発しやすい子どもの表れ〉

「緘黙症」… 学校等の特定の場面で話せなくなる情緒障害の一種

- ・学校では、筆記等の代替手段を検討する・回答を数秒待つ(言わせるためではなく聞く意思を伝える)・放課後の教室で場慣れする等の支援があると良い。

「HSC」… Highly Sensitive Child(非常に敏感な子)と言われる比較的新しい概念

- ・5人に1人の割合で存在するとも言われている。不安を「解消する」のではなく、「不安と共により良く生きていく」考え方が大切になってくる。

4 保護者理解と連携

特別な支援を必要とする子どもの教育にあたっては、保護者との連携が欠かせません。そのためにも、保護者の状況や家庭環境等を十分に把握した上で、学校と家庭の連携や共通理解に向けて相談を進めていく必要があります。

困っている事実の報告のみだと…

なぜ学校と足並みを揃えてくれないのだろう・・・

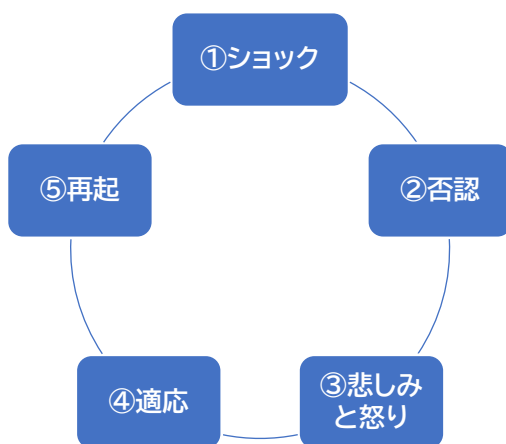


しかし、実際の保護者は…

- ◇ 何とかしたい気持ちはあるが、どうすることもできず困っている
- ◇ 我が子の「できていないこと」ばかりに目が行き、焦っている
- ◇ 思うようにいかない子育てに疲弊して、何もやる気が起きない
- ◇ 他の子ども達の成長の早さを見ると、我が子の将来が不安で押しつぶされそう
- ◇ （家では困り感はないので）なぜ学校でうまくいかないのかが分からない



保護者による障害受容の段階



一般的に、保護者による子どもの障害受容は時間がかかり、頭では理解できても感情的に受け入れられなかったり、一度受け入れても何かのきっかけで、また障害状態を否定することを繰り返したりすると言われています。

保護者との連携のポイントとなる3ステップ

① まずは“子どもへの支援・指導に集中する”

- ・ 「子どもが変われば保護者も変わる」
- ・ 保護者の思いは、まずは受け止め、謙虚に傾聴する



② 子どもの良い面を積極的に伝える

- ・ 登下校の送迎時等、普段からの関係性を大切にする
- ・ 伝える内容や方法については、多面的・多角的にアプローチする
- ・ 子どものことを保護者と一緒に考えていくスタンスを大切にする

③ 子どもの課題となる部分を伝えるときは・・・

- ・ 子どもへの愛情と保護者への誠意、教職への責任感をもって伝える
- ・ 記録や事実に基づいた話ができるようにする（日頃からの記録が大切）
- ・ 「あれもこれも」は伝えない。「繰り返し」「頻繁」には伝えない。今、一番の課題や最も必要な支援へ焦点化する
- ・ 「課題」は必ず「手立て」とセットで伝える。手立ては、いくつかのスマールステップが提示できるとなお良い
- ・ 校内でケース会議をもつ等して、担任一人の独断を伝えることがないように注意する
- ・ 合理的配慮の考えに基づき、学校で「できること」「できないこと」を整理し、場合によってはチームで対応する

さらに保護者と連携を深めるために、本ガイドブック後述の「関係諸機関との連携」「ケース会議のもち方」「個別の教育支援計画と個別の指導計画の運用」「合理的配慮の提供」等についての内容も参考にしてください。

5 チームで行う特別支援教育

近年の児童生徒に係る問題の多様化・複雑化に対応するため、「チームとしての学校」体制が求められています。文部科学省のガイドライン※では、校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任等の役割が明記されました。

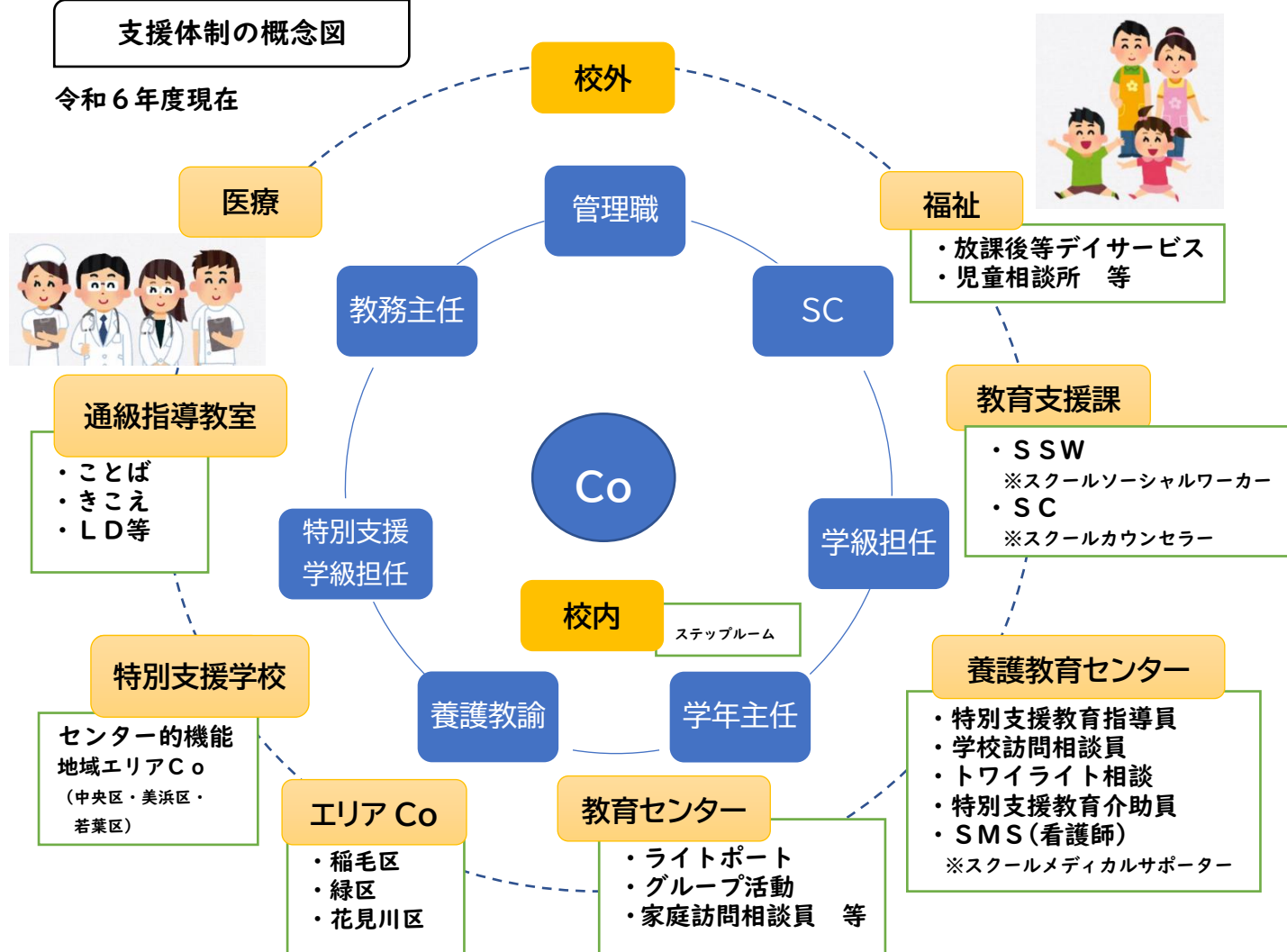
特別支援教育コーディネーターは、校長から指名を受け、チームの中心的存在として連携の推進役を期待されています。（下図 Co は、特別支援教育コーディネーター）

※「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」平成29年3月文部科学省

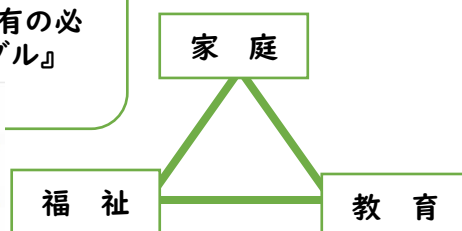
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/13/1383809_1.pdf

支援体制の概念図

令和6年度現在



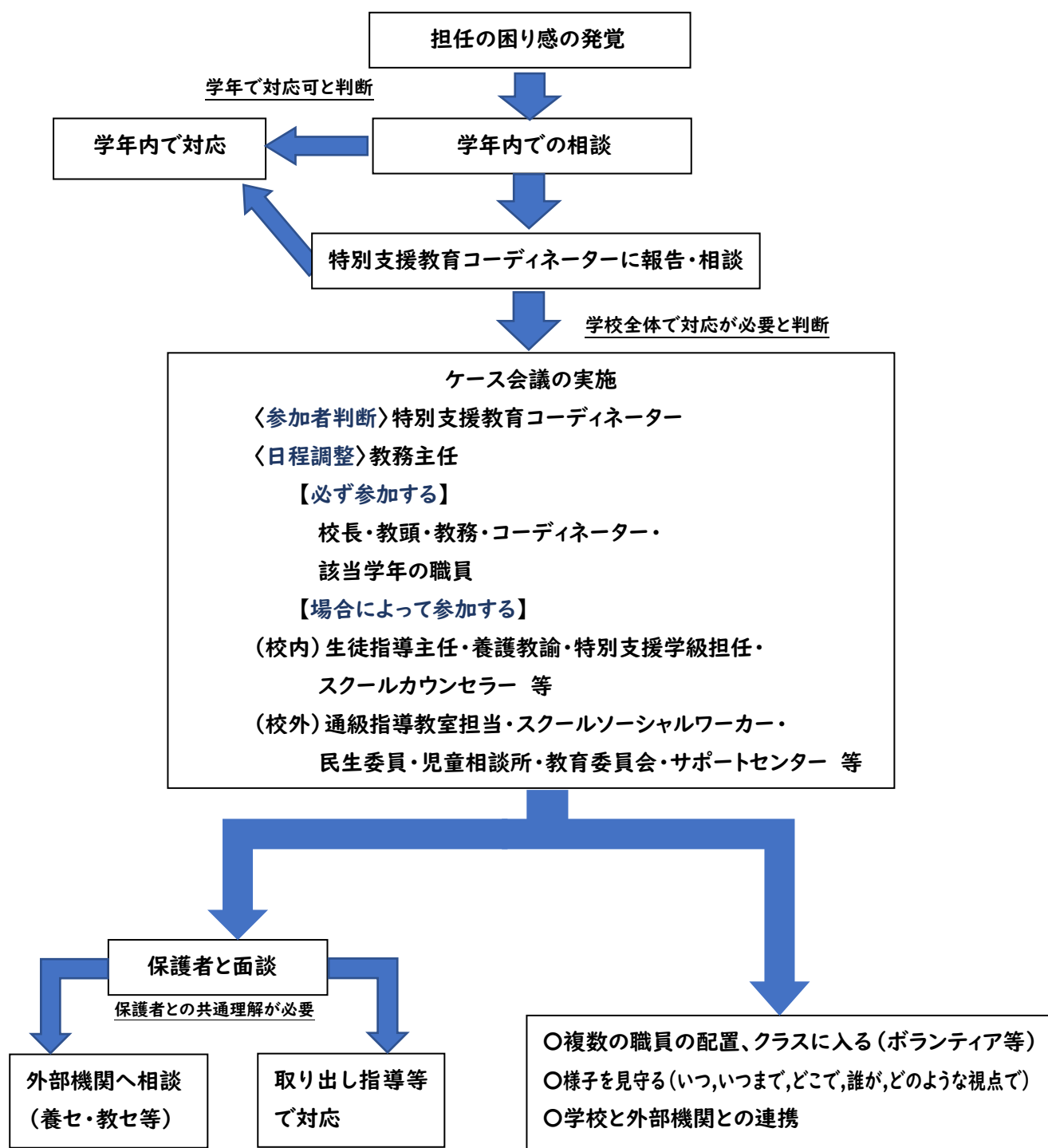
校内だけでなく、校外にも様々なリソース（資源）があります。特に、教育と福祉の連携として、学校と放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進、さらに保護者も含めた情報共有の必要性が重視され、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクト』」が発足しました。



校内支援体制（例）

○校内支援体制

担任→学年→特別支援教育コーディネーター→管理職→ケース会議→全職員



【ケース会議の進行の仕方】

- ①状況の説明(担任)
- ②基本方針の確認
- ③具体策・案を出し合う
- ④組織的な対応方法・職員の役割分担の明確化

※ このページでの“ケース会議”とは、
緊急性の高いケースを扱うものとする。
研修の一環としての“事例検討会”に
ついては、本ハンドブック別章を参照。

6 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成について

支援計画や指導計画は、児童生徒の困難さの違いなどを知り（理解）、早期に気付いて（気付く）、学校内での支援体制を整え（支える）、支援の充実を図るために作成するものです。

(1) 「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」とは、生涯にわたり、教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関が連携して一貫した支援をするために作成する計画のことです。教育機関が中心となって作成する場合、「個別の教育支援計画」と呼びます。乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点をもって作成されます。必要に応じて、関係機関と共有されます。

保護者と一緒に、学校側と保護者側の教育的ニーズを整理しながら作成します。



[N:¥71_教育委員会事務局¥71204000_学校教育部教育支援課¥51_特別支援¥06_個別の教育支援計画・指導計画_書式¥R5_個別の教育支援計画.docx](#)

(チェインズ全庁フォルダ ※千葉市教職員専用)

(2) 「個別の指導計画」とは

個別の教育支援計画に記載された教育的ニーズや支援内容を踏まえることが大切です。

合理的配慮の内容を明記し、確実に引き継ぎを。

学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた、きめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法などを具体的に表したものです。

指導内容を充実させるため、学期ごと、または学年ごとに目標を立て、指導と評価を行います。

学校生活や各教科において、教職員が協力して取り組みます。

[N:¥71_教育委員会事務局¥71204000_学校教育部教育支援課¥51_特別支援¥06_個別の教育支援計画・指導計画_書式¥R5_個別の指導計画_書式.docx](#)

(チェインズ全庁フォルダ ※千葉市教職員専用)

(3) 作成の対象者

- 「個別の教育支援計画」は、通級指導教室に通う児童生徒、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒には作成が義務化
- 「個別の指導計画」は、校内で必要と思われる児童生徒には作成することができる
- 通常の学級に在籍する特別な支援や合理的配慮を必要とする児童生徒

(4) 作成に向けて

① 困難さの発見：実態調査に基づいた観察や面談において

学習面（文字の読み書き・話し方・聞き方・文具の使い方）・忘れ物・提出物・人間関係のトラブル・ルールを守ること等について気になる姿があったら、複数の目で確認→具体的な支援策へ

② 保護者面談→支援計画作成へ

児童生徒本人・保護者の願いや思いを十分に聴き、共通理解して反映させることが大切です。

7 合理的配慮と基礎的環境整備

合理的配慮とは

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使すること
を確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであ
り、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要
とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均
衡を失した又は適度の負担を課さないもの」

基礎的環境整備とは

「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備のことです。国、都道府県、市町村が財源を
確保し、役割分担をして実施します。

(いずれも中央教育審議会報告H24より)

合理的配慮を考える視点

文部科学省「合理的配慮の3観点11項目」

観点(1) 教育内容・方法

(1-1) 教育内容

- (1-1-1) 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- (1-1-2) 学習内容の変更・調整

(1-2) 教育方法

- (1-2-1) 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- (1-2-2) 学習機会や体験の確保
- (1-2-3) 心理面・健康面の配慮

観点(2) 支援体制

- (2-1) 専門性のある指導体制の整備
- (2-2) 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- (2-3) 災害時等の支援体制の整備

観点(3) 施設・整備

- (3-1) 校内環境のバリアフリー化
- (3-2) 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・整備の配慮
- (3-3) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

【千葉県教育委員会「合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の
可能性のある児童生徒の事例を中心に～】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/gouritekihairyojireishuu.html>

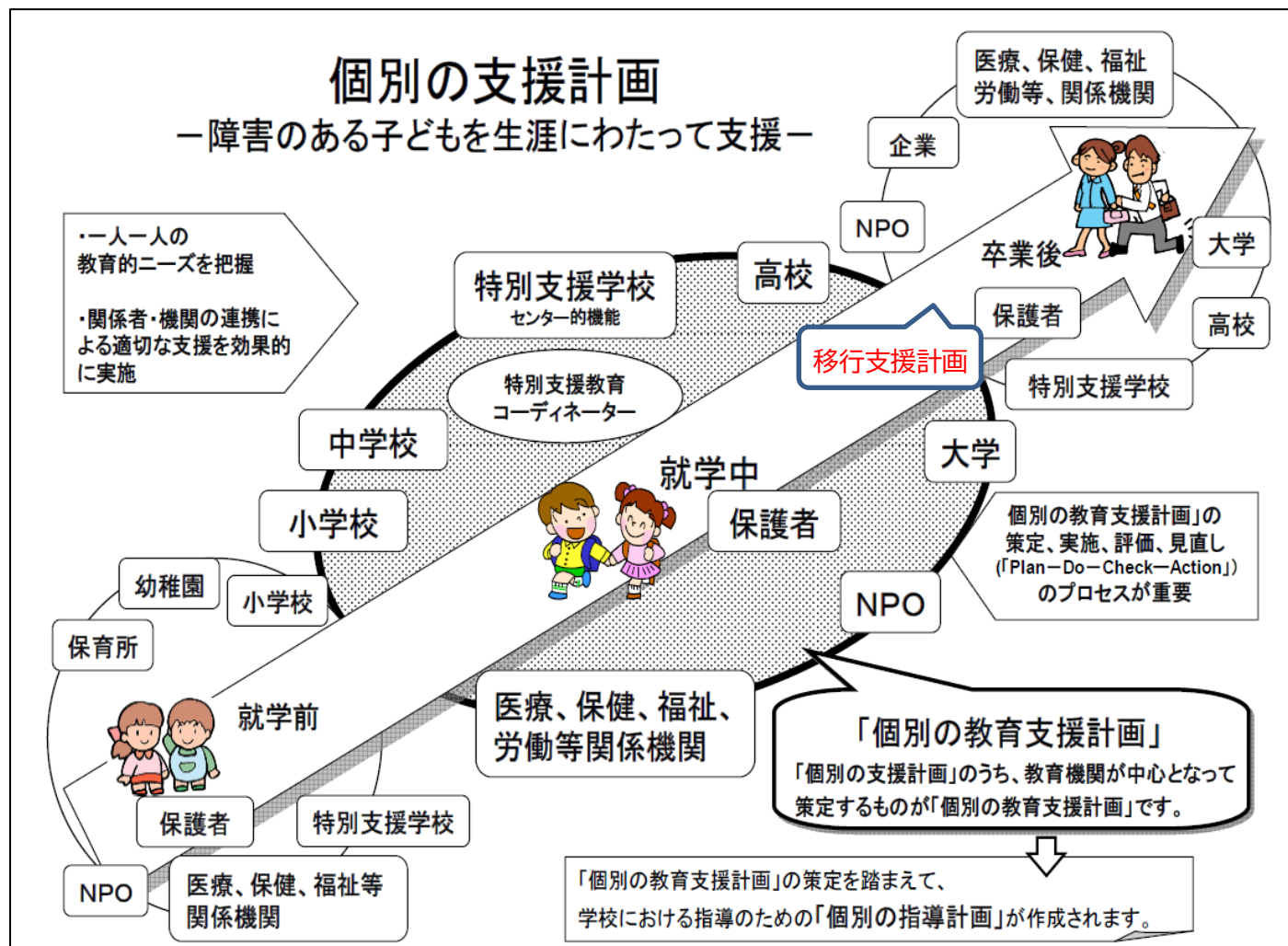
【文部科学省「令和5年度 高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」】

https://www.mext.go.jp/content/20231219-mxt_koukou01-000026790_1.pdf (P33)

※千葉県公立高等学校の受検では「特別配慮申請」により、配慮を受けられる場合があります。その場合、日々
の中学校生活の中で個別の教育支援計画に基づいた支援を受けていることが重要になります。

8 切れ目のない支援（就学）

【個別の教育支援計画を中心とした切れ目のない支援体制の概念図】



国立特別支援教育総合研究所資料より

教育・保育施設用「個別の教育支援計画」

幼稚園や保育所等で行われていた具体的な支援内容や方法について、就学先の学校や子どもルーム等に引き継ぐものです。受け取った小学校は内容を確認の上、小学校での個別の教育支援計画を作成後、メモ欄のところに貼り、保管・活用をしてください。

特別な支援が必要な子どもの就学説明会（千葉市）

千葉市では特別な支援や配慮を要する子ども（年長児）の保護者を対象に、就学説明会を行っています。

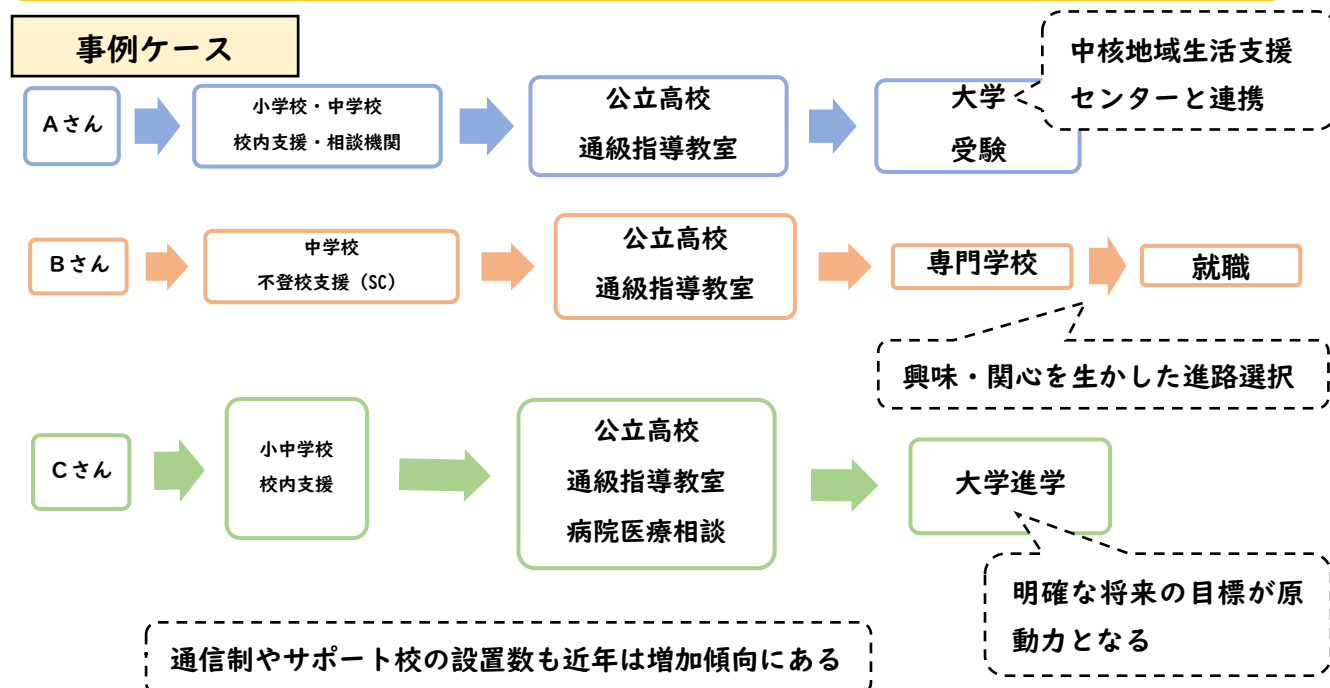
例年、5月と9月に行っており、説明会後には個別相談の申込を受け付けています。

【千葉市養護教育センター 就学説明会のお知らせ】

https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/yogokyoiku/r6_syugaku_setumeikai.html



9 切れ目のない支援（義務教育終了後）



高等学校における通級による指導（千葉市立の場合）

指導内容

○ 自立活動…6区分27項目の中から指導内容を設定

1 健康の保持 2 心理的な安定 3 人間関係の形成 4 環境の把握 5 身体の動き 6 コミュニケーション

○ 基本は一对一の個別指導 指導上必要なときは、グループ指導も行う。

○ 放課後の時間に指導する。（50 分間）

個別の教育支援計画の作成

○ 卒業時に原本を保護者に渡し、他の相談機関や大学との連携に役立てる。

単位認定

○ 各学年 1 単位を設定（50 分×35 時間 ※年間）

○ 通知表については記載しない。（状況報告を保護者にする）

○ 調査書については取得単位として自立活動を記載する。

【千葉県のホームページ】

「県立高校ナビ」ホームページ上で様々な学科やコースがある高校を探することができる。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/highschool-navi/highschool-navi.html>

「高等学校における『通級による指導』リーフレット」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/documents/r6-syokuinmuke.pdf>

10 事例検討会の校内研修モデル

特別支援教育に関する校内研修の一環として、事例検討会を行う研修モデルを示します。
実際の自校の事例を取り上げ、多くの教職員で検討することによって、事例に挙げた子どもに限らず、困り感のある全ての子どもへの支援・指導の幅が広がることが期待されます。

① (事前準備)

- ・ 参加者と役割を決定する（講師については、千葉市立校は養護教育センターに相談可）
 - ・ 下記の流れを参考に、会場と時間配分を設定する
 - ・ 事例児童生徒を決め、以下の項目を中心に資料を用意する
 - ・ 成育歴(診断名、検査結果等)・学業成績・生活技能・性格・交友関係
 - ・ 家族情報・現在までの経過・事例提供者が話題に挙げたいこと
- ※ 事例提供者に過度な負担がかからないよう配慮する（資料なしでも実施可能）
- ・ 事例検討の方法によっては次の準備が必要
 - ・ 大型ホワイトボード／黒板・マグネット・模造紙・ふせん
 - ・ 筆記具（カラーペン）・記録用紙・マイク

【研修会の流れ(例)】

① 司会（特別支援教育コーディネーター等）による全体説明(20分)

- ・ 流れと趣旨の確認
 - 対象児童生徒の特性をどのように見立て、それぞれの立場からどのような支援・指導を行っていくかを探る。
 - ・ 参加者全員で本ガイドブックの読み合わせや、動画資料(※)の視聴をすることで、支援や対応の原則を共通理解する。
 - ※ 校内研修シリーズ（テーマ別） | NITS 独立行政法人教職員支援機構
- <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/theme.html#theme04-12>



② 担任から 事例児童生徒の説明(質疑応答込み 20分)

- ・ 担任からの説明では、議論の中心（主訴）を絞るように心がける
- ・ 具体的なエピソード（困り感が強かった場面）があると、普段、事例児童生徒との関りが薄い参加者もアイデアを出しやすくなる
- ・ 質疑応答では、担任を責めるような雰囲気にならない配慮が必要（趣旨の徹底）

③ 小グループに分かれての事例検討(25分)

- ・ グループ内で、事例児童生徒について、趣旨や主訴を踏まえて意見交換する
 - ※ 具体的な実施方法については、次頁リンクを参考にしてください

検討方法(例)	メリット	デメリット
KJ法	・ 個々の考えを可視化できる ・ 参加者全員の考えを拾うことができる ・ 内容が深まりやすい ・ 記録に残る	・ 付箋や模造紙（あるいは ICT 機器）の準備が必要 ・ 内容を深めるためには十分な時間が必要 ・ グループ討議の進行にある程度の技量が求められる
インシデント・プロセス法	・ 事例提供者の準備負担が少ない ・ 参加者も気軽に参加できる	・ 形に残らないので記録係が必要 ・ ②の質疑応答が進行の肝となるので、③のグループ討議との時間配分が難しい ・ 発言者が限られる可能性がある



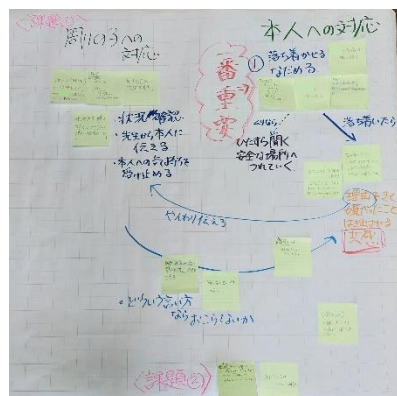
「小グループに分かれての事例検討の様子」

④ 各グループからの発表(20 分)

- ・ 各グループでの協議内容を代表者が発表し、全体での共通理解を図る



「各グループからの発表の様子」



「実際のグループ検討でのまとめ」

⑤ まとめ(5分)

- ・ 特別支援教育コーディネーター等が中心となり、適宜、担任からの振り返りをはさみながら全体のまとめを行う
- ・ 担任が「明日から使えそうな具体的な気付き」等があれば大成功である
- ・ 講師や管理職がいれば総括して頂く

※ ここで示した時間配分は、全職員参加型の 90 分間モデル

※ 時配を半分にして 45 分間、参加者も限定しての実施でも有意義である（学年会や若年層研修 等）

※ 研修プランの例（（独）国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター）

<https://cpedd.nise.go.jp/setting/douga/katsuyou>

（上の階層には研修動画もあります）



発達障害等の児童生徒に対する適切な支援を目指して
～ 全ての教職員のための特別支援教育ハンドブック ～

発行日 令和6年9月

発行者 千葉県養護教育センター

〒261-0003 千葉県美浜区高浜3-2-3

TEL 043-277-0101

FAX 043-277-1852